

# 桜ニュータウン自治会規約

## 第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は「桜ニュータウン自治会」と称し、事務局は会長宅に置く。

(区域、会員)

第2条 本会は、桜ニュータウンに居住する世帯を単位として組織する。

第3条 本会は、区域内を北区、中央区、南区に区分けし、各区に班を設け、会員はいずれかの班に属する。

(目的及び行事)

第4条 本会は、会員相互の親睦を図り、共同の福祉増進に寄与し、桜ニュータウンをより一層住みよい、やすらぎと豊かな環境の街にすることを目的とする。

第5条の1 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 会員の文化的教養及び生活向上に関すること。
2. 生活に必要な設備及びその維持改善に関すること。
3. 街路など周辺環境の整備に関すること。
4. 防災活動に関すること。
5. その他、目的達成に必要な事項に関すること。

第5条の2 本会は個人情報保護に関する法令などを遵守するとともに、本会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

## 第2章 機 関

(役員)

第6条 本会に以下の役員（本部役員・専門部・自主防災組織）を置き、各職務を行う。  
役員報酬は付則に定める。

なお、役員とは別に、必要に応じて会長の下に諮問機関を設置することができる。

諮問機関を設置する場合は、付則にその名称、任期等を定める。

〈本部役員〉

- |        |    |
|--------|----|
| 1. 会 長 | 1名 |
| 2. 副会長 | 2名 |
| 3. 書 記 | 2名 |
| 4. 会 計 | 2名 |
| 5. 監 査 | 2名 |

〈専門部〉

- |          |      |    |                        |
|----------|------|----|------------------------|
| 6. 文化体育部 | 部長1名 | 部員 | また、体育推進部員は文化体育部員が兼務し、各 |
|----------|------|----|------------------------|

区ごとにそれぞれ1名を充てる。

7. 保安部 部長1名 部員

8. 保健衛生部 部長1名 部員

9. 広報部 部長1名 部員

〈自主防災組織〉

10. 桜ニュータウン自主防災組織（以下「自主防災組織」という。）

防災長1名 副防災長1名

#### 第7条 役員を選出

1. 班長は各班の輪番制により選出し、役員として住民の意思を代表する。各区には区内の班長より互選により区長を置く。会長・副会長は、区長の互選により、書記・会計・監査・各専門部長は班長の互選により、それぞれ選出する。会長・副会長を選出した班は別に班長を選出する。自主防災組織の自治会役員は全会員の互選により、自主防災組織総会で選出する。
2. 世帯の事情により班長の役割を果たせない場合は、班内で協議して配慮することができる。

第8条 本会役員任期は一年とする。但し、再任を妨げない。尚、過去に一度、会長、副会長に選出された会員は、会長・副会長に選出されることにおいて、拒否権を行使できる。

第9条の1 本部役員は次の職務を行う。

- ① 会長は本会を代表し、会務を処理する。また、総会及び役員会を招集し、議長をつとめ会議を運営する。
- ② 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- ③ 書記は総会及び役員会の議事並びに、この会の重要事項を記録し、会の通信記録その他書類の保管にあたり、会長の指示に従ってこの会の庶務を行う。
- ④ 会計は金銭の出納を記録し、保管の任に当たる。
- ⑤ 監査は会計を監査する。

第9条の2 専門部は次の職務を行う。

文化体育部

会員の文化的生活の向上、福祉及び体育の増進に関すること。

保安部

防火・防犯並びに防犯灯の維持管理に関すること。

保健衛生部

街路及びごみ集積場の美化活動並びに環境管理（空家・空地）に関すること。

広報部

会員名簿の作成、桜タイムスの発行及びその他広報に関すること。

第9条の3 自主防災組織は次の職務を行う。

- ① 平常時：防火・防災に関する知識の普及・啓発、ひなん支援希望者の把握、防災訓練の実施、防災資機材の備蓄・管理に関すること。

- ② 災害発生時：情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導及び給食・給水等の応急対策に関すること。

#### 第9条の4 助成金団体

会員の自発的参加者から構成され、自治会規約第4条の目的に沿った役割を果たし、自治会からの助成金を受領する任意団体を助成金団体と称する。助成金団体になろうとするものは、会長に団体の目的、活動内容、収支予算書及び構成員名簿を提出し、役員会で審議した上で総会の承認を得る。

### 第3章 総会及び役員会

(会議)

第10条 本会の会議は、総会及び役員会とし、定期総会は毎年1回、役員会は必要に応じて、それぞれ会長が招集する。但し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第11条の1 定期総会は、会員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立し、会長が議長となり、決議は出席者の過半数をもって決する。但し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第11条の2 議決の審議事項は次の通りとする。

- ① 今年度の事業報告及び決算
- ② 新年度の事業計画及び予算
- ③ 規約の改廃
- ④ 役員の承認
- ⑤ その他重要事項

第12条 役員会は第6条の役員、及び助成金団体の代表者で構成し、過半数の出席をもって成立し、決議は出席者の過半数をもって決する。役員会の議決は、定期総会の議決に相当するものとする。

### 第4章 会計

第13条 本会の経費は、会費、区会回覧配布業務委託料、寄付金及びその他の収入を以って充当する。

第14条 本会の会費は、年額3,000円（月額250円）と定め、4月に徴収する。但し会員の事情を考慮し、年二回の分割を可能とする。また、役員会において必要と認められた場合は臨時会費を徴収する。長期不在世帯は、第5条2.の維持管理費（消防分担金等）として、年額の半額を徴収する。

第15条 本会の会計年度は3月1日より、翌年の2月末日とする。

(付 則)

本会の規約は、原則として総会に諮り変更することができる。

- ① この規約は、昭和56年4月1日より施行する。
- ② 平成4年4月19日規約一部改正
- ③ 平成9年3月30日規約一部改正
- ④ 平成12年3月26日規約一部改正
- ⑤ 平成15年3月23日規約一部改正
- ⑥ 平成22年3月28日規約一部改正
- ⑦ 平成23年3月27日規約一部改正
- ⑧ 平成24年3月25日規約一部改正
- ⑨ 平成25年3月24日規約一部改正
- ⑩ 平成29年3月26日規約一部改正
- ⑪ 令和3年3月28日規約一部改正
- ⑫ 令和4年9月10日規約一部改正
- ⑬ 令和6年2月17日規約一部改正
- ⑭ 令和6年3月24日規約一部改正

(助成金団体)

子ども会育成会、しば楽会、防犯サポーター、さくらおたすけ会、  
高齢者送迎システム「さくら」

(役員報酬の額)

役員報酬の総額は区会回覧配布業務委託料の凡そ半額とし、次の各号に掲げるとおりとする。但し、兼務する場合はより金額の高い報酬のみとする。

(1) 会 長	30,000円
(2) 副会長	20,000円
(3) 書 記	20,000円
(4) 会 計	20,000円
(5) 監 査	15,000円
(6) 専門部長	15,000円
(7) 班 長	10,000円
(8) 自主防災組織防災長	20,000円
(9) 自主防災組織副防災長	15,000円

(諮問機関)

継続的な課題に関する検討委員会（2023年度設置、任期3年）

委員会の構成：公募委員5名、前年度自治会役員3名、新年度自治会役員3名